

## 新居浜工業高等専門学校紀要原稿執筆要領

平成15年11月12日要領第2号

最終改正 令和2年3月19日

(趣旨)

第1条 新居浜工業高等専門学校(以下「本校」という。)紀要取扱要項第6条第2項の規定により、紀要の原稿執筆要領について定める。

(原稿の作成)

第2条 紀要は、本校ウェブサイトで公開するため、本校の指定するMicrosoft Word又はTexの様式で作成の上、電子媒体で保存した原稿を投稿する。

(原稿の版組)

第3条 原稿の版組の取扱いは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 原稿： A4版用紙、縦置き(以下、横書きについて記すが、縦書きの場合もこれに準ずることとする。)
- (2) 段組・行数： 2段組が望ましい、50行
- (3) 文字： 文字数27(2段組)又は56(1段組)、9.0ポイント
- (4) フォント： 日本語：明朝、英数字：Century 又は Times New Roman (いわゆるASCII文字は半角を使用)
- (5) 数式： 数式は、数式作成ソフトを使用するのが望ましい。
- (6) 記号・単位： 数式記号、量記号、単位記号はJISによる。
- (7) 単位： 原則としてSIを用いる。

(題目、著者名、英文概要、脚注)

第4条 題目、著者名、英文概要、脚注の取扱いは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 論文表題： 16ポイントとし、本文行で前後2行あける。位置は中央とする。
- (2) 著者名： 12ポイントとする。
- (3) 論文表題(英)： 12ポイントとし、本文行で前後2行あける。位置は中央とする。主要な単語の最初の文字を大文字とし、冠詞、前置詞、接続詞などは、小文字とする。
- (4) 著者名(英)： 12ポイントとし、本文行で後のみ2行あける。位置は中央。姓はすべて大文字とする。
- (5) 論文概要(英)： 8～9ポイント、位置は中央、一段組。本文行で後のみ1行あける。
- (6) 脚注： 論文の1ページ目最下部に、本文幅の横罫線を挿入して下記を記載する。日本語論文は、( )書きで英文を追記する。ポイント数は8ポイントとする。

ア 原稿受付日

(例) 平成13年10月31日受付(Received Oct. 31, 2001)

イ 著者所属

所属は、現所属機関名とし著者名に「\*」、「\*\*」印を付しておき、脚注にまとめて記載する。和文の所属には、本校の所在地は付けない。ただし、本校教職

員以外の共同研究者の場合は、その所在地（市）を入れる。また、英文の所在地（市）の後に郵便番号及び国名を加える。

(例) \* 新居浜工業高等専門学校機械工学科 (Department of Mechanical Engineering, National Institute of Technology(KOSEN), Niihama College, Niihama, 792- 8580 Japan)

\*\* 山口大学工学部, 宇部市 (Faculty of Engineering, Yamaguchi University, Ube, 755-\*\*\*\* Japan)

(章, 節, 項の見出し)

第5条 章, 節, 項の見出しは, 次の各号に掲げるものとする。なお, フォントはゴシックとし, 使用する数字はアラビア数字に統一する。

(1) 章: 11ポイント, 本文行で前後1行あける。2段組が望ましい。

(2) 節: 9ポイント, 本文行で前のみ1行あける。ただし, 章の直後の節は, 章の後の本文行1行あけのみとする。

(3) 項: 9ポイント, 本文行で前のみ1行あける。

(例) (章) 1. (節) 1-1 (項) (1)

(図, 表, 写真)

第6条 図, 表, 写真にはそれぞれ通し番号, 説明文を付け, 本文の適当な位置に挿入する。説明文は, 図, 写真では下に表では上に付ける。図, 表, 写真は説明文を含め, ページ及び段落をまたがらないようにする。

(句読点, 余白)

第7条 句読点, 余白の取扱いは, 次の各号に掲げるものとする。

(1) 句読点: 、／。とする。

(2) 余白: 段落間: 6mm, 上下各20~25mm前後, 左右各15~20mm前後 (上下, 左右の余白, それぞれ20mm, 15mmは必ず確保する。)

(その他)

第8条 この要領により難しい事項については, 本校図書委員会において審議の上, 決定する。

附 則

この要領は, 平成15年11月12日から施行する。

附 則

この要領は, 平成19年6月13日から施行する。

附 則

この要領は, 平成24年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月19日 一部改正)

この要領は, 令和2年4月1日から施行する。